

医療費が高額になったこんな時！！
～高額療養費について～
確認テスト(問題)



全国健康保険協会 神奈川支部
協会けんぽ

問題

次の各問において書かれていることが正しければ「○」、間違っていれば「×」と回答してください。

回答

1

月をまたいで入院し医療費が高額になったので、複数の月の医療費を合算して高額療養費の申請ができる。

2

マイナ保険証や限度額適用認定証を医療機関等に提示することで、窓口負担は自己負担限度額までになる。

3

マイナ保険証を利用することで自己負担限度額までの支払いとなるため、被保険者の市区町村民税が非課税であったとしても事前の手続きは必要ない。

4

70歳未満の被保険者が、複数の医療機関を受診して医療費が高額になった為、受診した全ての医療機関での医療費を合算して高額療養費の申請ができる。

5

高額療養費の申請は、保険外(自費)の診療や、入院時の食事代や差額ベッド代を含めて申請できる。

6

高額療養費の申請月以前の直近1年間に、同一世帯で高額療養費の支給を受けた月数の合計が3か月以上ある場合、4か月目からの自己負担限度額は軽減される。

7

複数月の高額療養費の申請をする場合、記入内容は全く同じなら、申請書の1ページ目は1枚だけ提出すればよい。

8

協会けんぽによるマイナンバーを利用した、市区町村民税が非課税かどうかの情報照会を希望する場合、高額療養費の申請書に記入する郵便番号は申請時点のものでよい。